

○財務省告示第七十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十二年四月十二日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第百回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百七十七條第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

九	八	七								六								五																	
		振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	入	価	登	行	争	非	者	特	国	入	価	方	募		
替	額												込										行											入	
単	面												金										札											決	
位	金												額										登											の	
振	千																																		価
替	万																																		格
法	円							九	四	千	五																								競
の								千	千	円	兆																								争
規								円	三	百	千																								入
定								百	四	百	百																								札
に								四	十	七	十																								発
よ								十	三	億	八																								行
る								七	千	五	十																								一
振								千	五	十	一																								万
替								十	一	万	七																								七
口								一	万																										
座								万																											
簿																																			

価格競争入札発行」という。
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当ててる。

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二				ロ			十 一	十 発					
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日				
平 成 二 十 二 年 四 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う。 そ の 翌 営 業 日 に	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に			十 七 銭 二 毛	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	格	十 七 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	平 成 二 十 二 年 四 月 十 二 日	す る。 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金		